

質問に対する回答

番号	質問内容	回答
1	各中学校の教室及び運動場が指定避難場所となっておりますが、「避難所」ではなく、「緊急避難場所」の認識でよろしいでしょうか。 また、活用後もその機能を維持する必要があるか。	両校とも、「避難所」であり「緊急避難場所」です。 なお、下津第一中学校は津波に限り、緊急避難場所の指定から外しています。 そのため、民間事業者による活用後も「避難所」及び「緊急避難場所」として施設を使用することを想定しておりますが、具体的な御要望があれば、8月下旬のサウンディングの中でお聞かせください。
2	下津第一中学校西側の道路幅はどのくらいでしょうか。 また、拡幅は可能でしょうか。	道路幅は6.1m～6.2mです。 現時点で、拡幅工事を行うことは想定しておりませんが、拡幅の必要性など、サウンディングの中で御要望等についてお聞かせください。
3	防災行政無線について、屋上及び屋外設置の同報系拡声器でよろしかったでしょうか。	両校とも、校舎屋上に同報系スピーカーがあります。また、職員室内には防災行政無線移動系（通話を目的とした無線機）の端末があります。
4	既存建物が全て旧耐震となり、既存建物改修は難しく、解体が必要と思われます。 解体費用は行政か民間事業者のどちらになるか。 また、民間事業者負担となる場合、市からの補助金はありますか。	両校の既存建物について、既に新耐震基準を満たす改修工事を行っています。 ※両校とも、部室・倉庫等を除く （サウンディング型市場調査実施要領を参照） 現時点では、現状有姿で貸借することを想定しておりますが、具体的な御要望があれば、サウンディングの中でお聞かせください。
5	利活用は借地との認識ですが、希望される借地期間は、ございますでしょうか。	本調査の段階であり、具体的にお示しできるものではありませんが、サウンディングの中で御要望等についてお聞かせください。
6	公募の際、提案型＋地代の総合評価となりますでしょうか。	本調査の段階であり、具体的にお示しできるものではありませんが、サウンディングの中で御要望等についてお聞かせください。
7	学校に必要な電力は、太陽光パネルで賄えているか。もし、賄えていない場合、使用電力のうち太陽光パネルの電力はどの程度の割合でしょうか。	学校屋上に設置されている太陽光パネルは、事業者が営利目的で設置しているものであり、学校への電力供給はありません。
8	上水道について、引き込み管の口径及びすぐに利用可能な状態でしょうか。	下津第一中学校は50mm、下津第二中学校は75mmの給水管を利用しており、すぐに利用可能な状態です。
9	下水道について、公共下水道へ接続済みか、また浄化槽を使用しているか。	下水道はなく、浄化槽を使用しています。
10	上下水道について、敷地内の配管ルートが分かる図面の資料は残っているか。	現況の図面は残っておりません。一部、竣工当時のものはあります。
11	高圧受電設備「キュービクル」の有無と、現在の電気の通電状況について	両校ともキュービクルがあり、現在も通電しています。
12	ガスについて、都市ガスかプロパンガスか、また現在の引き込み・メーターの状況について	両校ともプロパンガスです。 両校とも、給湯室・理科室・保健室・家庭科（調理室）にガス設備があります。
13	電気配線やガス配管のルートが分かる図面資料は残っているか。	現況の図面は残っておりません。一部、竣工当時のものはあります。

14	近隣の川からポンプ等で取水する場合の水利権などの許可条件や可能性について	近隣河川（小原川・加茂川）は県河川であるため、県担当部署に確認した内容は下記のとおりです。 本許可の審査基準として、下記の4点を全て満たす必要があります。 ① 水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。 ② 申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の確実性が確保されていること。 ③ 河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。 ④ 流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第26条第1項（工作物の新築等の許可）の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。
15	敷地内での井戸の新規掘削や地下水汲み上げに関する条例・規制の有無について	条例・規制等はありません。
16	敷地が工業用水道の供給エリアに含まれているか、また利用条件について	工業用水道については、県の所管であるため、県担当部署に確認した内容は下記のとおりです。 今回の調査対象地が海南市下津町となっていますので給水エリアに含まれております。 利用条件については、和歌山県営工業用水道事業条例、和歌山県営工業用水道事業条例施行規程をご参照ください。（県HP参照）
17	グラウンドや体育館について、地域のスポーツクラブ等への開放義務や選挙の投票所としての利用など、行政が優先利用する条件等はあるか。	現在、市民の方々が利用できる学校開放事業や送迎等の場所として利用しています。 また、選挙の投票所として、下津第二中学校のみ利用されています。 民間活用後の継続利用については、本調査の段階でお示しできるものではありませんが、8月下旬のサウンディングの中で御要望等についてお聞かせください。
18	学校跡地は用途地域の制限で商業利用が難しい場合があるが、建築基準法に基づく特例許可などの緩和措置は想定されておりますでしょうか。 また、車の出入りや周辺住民へ配慮すべき市の独自基準はあるか。	下津地域の中学校跡地活用に係る用途地域は「非線引き都市計画区域内」であるため、用途地域は指定しておらず、独自基準はございません。 なお、建築基準法に関することは、和歌山県建築住宅課が管轄となります。